

狩猟期における捕獲対策（狩猟の取扱い）について

【方針案】

- 捕獲圧を高めることに加え、担い手の確保・育成やシカによる食害など増加する鳥獣被害抑制の観点も含め、県猟友会とも協議し、これまでの「指定猟法禁止のもとでの許可捕獲（広域捕獲）」から「県内狩猟者による狩猟」の実施に転換。

県内狩猟者による狩猟＋自家消費

- ・ 防疫措置を徹底しつつ、捕獲圧を高めるため、県猟友会員を中心とした県内狩猟者による狩猟を実施（県外の狩猟者については、本県への入猟を自粛）。
- ・ 捕獲個体は、国のルールに基づき自家消費を認めることとするが、ウイルス拡散を防止するため、その取扱いを徹底。

<ウイルス拡散防止の徹底方策（案）>

- 1 防疫研修会の開催
- 2 防疫資材の配布
- 3 防疫・解体マニュアル、啓発チラシの配布
- 4 「県猟友会の取組み事項」の徹底
- 5 防疫措置の自己点検、監視・指導

狩猟におけるまん延防止及び自家消費の徹底について

1 防疫研修会の開催 【拡充】

	R 1 実績	R 2 計画
開催回数	捕獲に係る防疫研修会 12回	防疫・事故防止研修会 30回 緊急捕獲対策事業研修会 5回
開催時期	9月下旬～10月中旬	9月上旬～11月上旬
出席人数	広域捕獲従事者 1,800名	狩猟免許所有者 2,600名
研修内容	①CSF や防疫の基礎知識 ②捕獲における防疫の徹底 ③広域捕獲の実施について	①CSF や防疫の基礎知識 ②捕獲時の防疫措置の徹底 ③捕獲作業時の安全確保 ④いのしし肉「自家消費」のルール

<その他の周知の機会>

- ①狩猟者登録証の交付時
 - ・研修会資料を配布し、周知を図る。
 - ・対象者 2,600名。
- ②県内の狩猟登録者全員に、CSF対策啓発チラシの送付（毎月）

<県民への周知の機会>

- ・CSFウイルス拡散防止のための協力依頼を市町村広報誌等へ掲載

2 防疫資材の配布 【拡充】

- ・狩猟登録者全員（2,600名）に、噴霧器と薬剤（アストップ、1L）を配布。
※昨年の広域捕獲従事者で、防疫資材を保有している方へは提供しない。
（狩猟者登録申請時に、防疫資材の有無を確認）
- ・狩猟者が狩猟登録証の受取り時に、防疫資材を配布。
- ・同時に、後述する「防疫・解体マニュアル」（別添1）、「防疫措置啓発チラシ」（別添2）、「自家消費注意喚起チラシ」（別添3）を配布し、防疫措置の意識付けを行う。

3 防疫・解体マニュアル、啓発チラシの配布 【新規】

(1) 【岐阜県版】狩猟における防疫・解体処理の手引き（別添1）

- ・ R1.12月に、環境省及び農水省が策定した「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」をベースに、岐阜県版を作成。

(2) 防疫措置啓発チラシ「狩猟時の防疫（消毒等）にご協力下さい！」（別添2）

- ・ 上記(1)のマニュアルから、防疫措置関係を抜粋。

(3) 自家消費注意喚起チラシ「豚熱ウイルス拡散防止にご協力を！」（別添3）

- ・ 上記(1)のマニュアルから、解体関係を抜粋。
- ・ 生肉の取扱いの他、加熱処理した肉の取扱いを明記。

4 「岐阜県猟友会の取組み事項」の徹底 【新規】（別紙）

- ・ 「狩猟の解禁」や「捕獲個体の自家消費」を可能とすることに向けて、県猟友会として、県と連携して主体的に取り組む事項を整理。会員間で意識共有し、取組み事項を徹底。
- ・ 会員において、当該取組みに反する事例があった場合には、当該会員は以降の狩猟を自粛させるとともに、他の会員については、県猟友会自らが責任をもって指導。

5 防疫措置の自己点検、監視・指導

(1) 監視体制（巡回パトロール）

- ・ 県猟友会が会員の中から選任する「狩猟事故防止指導員（県猟友会が委嘱）」と「安全狩猟指導員（大日本猟友会が委嘱）」が現地巡回し、狩猟者を指導。

※H30実績 狩猟事故防止指導員 120名
安全狩猟指導員 61名

(2) 防疫措置のチェック 【新規】

- ・ 出猟した時の日時や地域を記録する出猟カレンダー内に、新たに「防疫措置実施」の項目を設け、自己チェックを実施。

岐阜県猟友会の取組み事項（案）

※下線部は、前回会議からの追加項目

1 ウイルス拡散防止対策の徹底

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

① 防疫研修の実施

- ・ 県主催防疫研修会への参加
- ・ 猟友会支部での研修の実施
- ・ 猟友会内に指導員を設置し、現場における防疫対策のチェック及び指導の実施

② 捕獲個体の適正処理

- ・ 捕獲個体の解体、血液等の処理の適正実施
- ・ いのしし肉の自家消費の徹底

③ 県境での「巻狩り」の自粛

- ・ 県境から10km以内での巻狩りを自粛

④ 他県への出猟の自粛

2 県外狩猟者への自粛要請

- ・ 周辺県の猟友会に対し、岐阜県への入猟自粛を要請
- ・ 県外の狩猟者（猟友会非会員）に対して、岐阜県猟友会が事前周知
- ・ 県外狩猟者から登録申請があった場合は、岐阜県猟友会から自粛を改めて要請

3 安全対策

※県内の非会員に対しても徹底を働きかけ

- ・ 経口ワクチンの散布・回収期は狩猟を自粛

4 サーベイランスへの協力

- ・ サーベイランスのための血液サンプルの提供

5 その他

- ・ 会員において、当該取組みに反する事例があった場合には、当該会員は以降の狩猟を自粛させるとともに、他の会員については、県猟友会自らが責任をもって指導。

【岐阜県版】狩猟における防疫・解体処理等の手引き

岐阜県（家畜伝染病対策課、環境企画課）

■本手引きについて

本手引きは、環境省及び農林水産省が策定した「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き【簡易版】」をもとに、イノシシ生息域での狩猟時（狩猟全般：シカ、鳥類等を含む）における防疫措置並びに、イノシシの解体処理やCSF検査検体採材に関して、捕獲現場等で重要となる防疫措置等の手順を取りまとめたものです。

1 事前準備

◆ 持ち物チェックリストを参考に、防疫に必要な資材等を準備する。

品目	数量	備考
狩猟専用の衣服	1着以上	狩猟に入るときに着替える
狩猟専用の靴	1足以上	狩猟に入るときに履き替える
バケツまたはコンテナ等	1個以上	靴の消毒・車内保管用
消毒薬の噴霧器、消毒液	1個以上	噴霧器の容量は4L程度が望ましい
アルコール・スプレー	2本以上	1本は車内で、1本は作業時に使用
資材保管・運搬用カゴ	1個以上	資材の保管・持ち運びに使用
ブラシ等	1本以上	靴底、わな、タイヤ等の泥落としに使用
ゴミ袋（大・小）・ビニール袋等	多めに用意	現場で用いた資材の持ち帰り等に使用
ティッシュ・タオル類	1箱以上	資材等に付いた血液等のふき取りに使用
密封容器・ジップロック等	必要数	イノシシの肉を持ち帰る際に使用
解体用の道具、スコップ等	必要数	残渣処理等に使用

◆ 消毒薬の補充

- 1) 噴霧器に適切な濃度に調整した消毒薬を補填
- 2) スプレー容器に消毒用アルコールを補填

（参考）消毒薬について

- ・ 消毒薬の吸引等防止ため、マスク・保護メガネ着用が望ましい。
- ・ 効果的な逆性石鹼の使用では、器具等に付着した汚れを落としてから消毒することや、定期的に消毒薬を交換する。



消毒薬の希釈

2 現場到着・準備

豚熱（CSF）ウイルスは、環境中に存在する可能性があることから、狩猟者自身や捕獲機材等にも付着するため、特に以下の点に注意する。

- 狩猟専用の衣服、靴を着用して、入猟する。
- 使用する器具等は、捕獲作業専用のものとする。
- 止め刺し、解体処理等に使用した器具等は、使用后、十分に消毒する。

① 狩猟専用の衣服・長靴の着用、消毒

- ・ 狩猟専用の衣服、靴に着替え、猟場にウイルスを持ち込むことがないよう、靴（特に靴底）を噴霧器で消毒する。

② 捕獲、解体処理作業に必要な資材の準備

- ・ 捕獲現場での解体処理等に必要な資材（ナイフ、スコップ、密封容器）、消毒薬の噴霧器を運搬用カゴ等に入れる。



3 捕獲・止め刺し

◆ 捕獲用機材等の消毒

- ・ わな本体は、土や汚れをブラシ等で落とす。移設又は撤去の際に消毒する。
- ・ くくりわなは、消毒薬でしっとりするまで噴霧し、箱わなは、全体を噴霧器等で消毒薬を噴霧する。
- ・ 消毒したくくりワナ等の機材は、ビニール袋等に入れて持ち帰り、帰宅後、改めて消毒する。
- ・ 銃は、使用後にアルコールで湿らした紙タオルで拭く等の消毒を行う。
- ・ 猟犬は、体表及び足裏の泥汚れ等を十分に落とす。可能であれば、体表、特に足裏に消毒薬を噴霧し、消毒することが望ましい。
- ・ 止め刺し用の機材は、使用する毎に紙タオルで血液を拭き取った上で、アルコールを噴霧して消毒する。
- ・ 使用した刃物はビニール袋等に入れ、持ち帰った後、改めて消毒する。

4 検体採材（イノシシのみ）

（CSF確認検査のための血液検体を採取する場合の手順は、巻末に別添資料として示す。）

5 捕獲個体の解体処理、現場の消毒

① 解体処理を行う場所【狩猟共通】

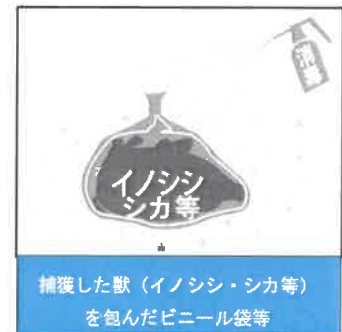
捕獲個体の解体処理は、捕獲現場又は現場付近の解体施設等で行う。捕獲現場で解体処理を行う場合は、血液や体液等が他へ容易に流出しない場所で行い、血液等の流出が懸念される沢での解体は行わない。

なお、解体施設等へ搬出して解体処理を行う場合は、以下の手順で搬出、解体等を行う。



【解体施設等への捕獲個体運搬・解体等手順】

- 1) 厚手のビニール袋やブルーシートで二重に包む。
※血液や糞便等が漏れ出さないようにする。
- 2) ビニール袋やブルーシートの表面を消毒し、運搬する。
※運搬中に血液等が漏れた場合は、漏れた地点の消毒を行う。
- 3) 解体処理は、血液等が道路や側溝等に流れ出さない場所で行い
解体処理後は、逆性石鹼等で解体場所を消毒後、水で洗い流す。
※側溝等への血液等の流出が懸念される場所では、
大型トレイの上で行うなど流出防止対策を講じる。
- 4) シカ等、他の鳥獣を同じ場所で解体処理する場合は、
シカ等の解体処理を先に行った後、イノシシ専用の
解体器具にてイノシシを解体処理する。
- 5) イノシシを解体処理する場合は、1頭処理するたびに
解体場所の消毒を行う。
- 6) 解体処理時には、専用の衣服、手袋、長靴等を使用し、使用後は洗浄・消毒を行う。
- 7) 解体処理後の残渣は、一般廃棄物として、各自治体のルールに従い焼却処分する。



<血液等流出防止対策>



② 解体処理後のイノシシ肉の取扱い（持ち帰り・処分方法等）【イノシシのみ】

1) イノシシ肉を捕獲現場又は解体施設から自宅へ持ち帰る際は、密封容器に入れて持ち帰る。

2) 持ち帰り後の生肉は、他の食品と分け、施設可能な冷凍庫等で保存する。
また、可能な限り加熱してから保存するよう努める。

3) 使用した密封容器は、洗浄・消毒の上、廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄する。生肉を冷凍保存した場合でも、豚熱（CSF）ウイルスが残存していることから、同様の取扱いとする。

4) イノシシの肉の利用については、自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わない。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではない。



③ 残渣の処理【狩猟共通】

肉をとった後の残渣（骨、皮、内臓等）は、野生動物が掘り返したり、風雨等により容易に捕獲物等が露出しないくらいの深さ（1 m程度）に穴を掘った上で下記の手順で埋却する。

※イノシシ以外の獣種は、消毒液（又は消石灰）の散布は必要なし。



1) 残渣を入れ、その上に消毒液（又は消石灰）を散布する



2) 土で埋却する



3) 埋却後、表土に消毒液（又は消石灰）を散布する

④ 捕獲場所周辺の消毒【イノシシのみ】

1) 捕獲したイノシシを止め刺しした地点等イノシシがいた地点の半径1 mの範囲を、地表面が湿るまで消毒薬（又は消石灰）にて消毒する。

2) イノシシの血液や糞尿等が付着した地点、くくりわなで捕獲されたイノシシが動き回った範囲も同様に消毒する。



⑤ 使用した器材の消毒【狩猟共通】

- ・ 使用した器材にアルコールを噴霧し、十分に消毒する。

⑥ 捕獲、解体処理現場からの退出【狩猟共通】

- 1) 靴の底の泥や落ち葉等をブラシ等で取り除いてから、長靴と使用したブラシを消毒薬の噴霧器で消毒し、捕獲・回収現場を離れる。
- 2) ティッシュ、紙タオル等の使い捨て資材は、ゴミ袋に入れて二重にし、再度周囲を消毒して持ち帰る。

6 駐車場到着・移動

① 手指の消毒等（駐車場所到着時）

- 1) 運転手等、最初に車体に触れる必要がある狩猟者は、手指をアルコール・スプレーで消毒してから、車のドアを開ける。

② 荷物等の積み込み

- 1) 猟具、器具、ゴミ袋及び捕獲したイノシシを包んだビニール袋等は、全て改めて消毒してから積み込む。

③ 猟犬の消毒

- 1) 体表及び足裏の泥汚れ等を十分に落とす。可能であれば、体表、特に足裏に消毒薬を噴霧し、消毒することが望ましい。
- 2) リード等の器具を消毒薬で消毒した上で、荷台に乗せる。

④ 車両の消毒

- 1) タイヤとタイヤハウス内は、ブラシ等で土や汚れを落とす。
- 2) 車両で土や汚れが付いた部分を中心に、消毒薬の噴霧器で消毒する。
- 3) 車両消毒は、狩猟現場と未舗装エリアの出口の2回実施する。



⑤ 全身、長靴の消毒、乗車

- 1) 靴裏の泥、落ち葉等をブラシ等で取り除く。アルコール・スプレー等で全身を消毒し、狩猟専用の衣服、靴以外のものに着替える。
- 2) 使用した狩猟専用の衣服は、ビニール袋等に入れる。
- 3) 長靴と使用したブラシを消毒薬の噴霧器で消毒し、ビニール袋等に入れる。
- 4) 手指、靴裏、ドアノブをアルコール・スプレーで消毒してから、乗車する。

7 帰宅後の対応

① わな等の器具の消毒

- 1) バケツ等に消毒薬を入れ、猟具や器具、長靴を漬けて消毒する。
その後、十分に水洗いする。



② 使い捨て資材の適切な処理

- 1) 使い捨て資材を入れて、ゴミ袋の口と外側を消毒する。
- 2) 各自治体のルールに従い、適切に処理する。

③ 猟犬の洗浄・消毒

- 1) 犬の全身を良く水洗いする。
- 2) バケツ等に消毒薬を入れ、リード等の道具を漬けて消毒する。
- 3) その後、十分に水洗いする。

④ 入浴・作業着の洗浄

- ・ 帰宅後は、入浴して体を十分に洗う。
- ・ 狩猟で着用した衣服等は毎回洗濯する。

⑤ 養豚関連施設への立ち入り自粛

- ・ 当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛する。

⑥ イノシシ肉調理後の調理器材等の消毒

- ・ 生肉を調理した台所や調理器材等は、調理後に十分洗浄し、熱湯やアルコール等で消毒する。

血液サンプルの採取及び発送について（野生イノシシ）

■血液サンプル採取時に用意するもの

- ・県支給の遠沈管^{えんちんかん}
（写真①：市町村ごとの通番入り。例：岐阜-1）
- ・ポリ袋 2種（写真①：遠沈管封入用と二重封入用）
- ・ティッシュ、ペーパータオル類（血を拭取るもの）
- ・ビニールテープ（手で容易に切れるもの）
- ・クーラーボックス、保冷剤
- ・発送用の箱（例：発泡スチロールの箱）、紙袋等
- ・カメラ、メジャー



＜写真①＞
※袋に遠沈管番号を記入して下さい

■1 血液サンプルの採取、消毒

- ・イノシシを止め刺しし、**遠沈管の容量半分程度まで**血液を採取
- ・遠沈管の口元と外側についた血を拭い、遠沈管の蓋を確実に閉める。
- ・蓋と遠沈管の口元と外側についた血を拭い、**遠沈管の蓋を確実に閉める。**
- ・蓋と遠沈管を**ビニールテープで固定**。**漏れ出しのないように！**
※地面に落ちた血を採取しない！

■2 写真撮影、日報に添付

- ・頬を裂き、下顎奥歯が移るように遠沈管と一緒に撮影（写真②）
- ・尻尾の下などオスメスが分かる部分を遠沈管と一緒に撮影（写真③）



＜写真②＞

下顎奥歯の本数、大きさが分かるように



＜写真③-1＞

オス：割れ目なし



＜写真③-2＞

メス：割れ目あり

※必ず遠沈管の番号が分かるように撮影してください。

■3-1 消毒、封入、保冷（注意事項）

- ・**血が付いた手袋のまま作業しない！**

＜手袋に血がついた場合＞

手袋を交換するか、手袋が汚れていない人が作業する）。

■ 3-2 消毒、封入、保冷（作業手順）

- ・遠沈管を消毒（写真④）。消毒液をふきとる。
- ・遠沈管をポリ袋に封入し、ポリ袋を消毒（写真⑤）。消毒液をふきとる。
- ・ポリ袋で**二重封入**し、さらに消毒（写真⑥）。消毒液をふきとる。

＜ポリ袋に血がついた場合＞

- ・遠沈管の蓋が確実にしまっていることを確認し、ポリ袋を交換する。

- ・外袋に遠沈管番号を（例：岐阜-1）をマジックで記入。
- ・遠沈管を保冷箱で保冷（**熱くなるところへの放置、冷凍保存は不可**）



＜写真④＞
消毒（遠沈管）

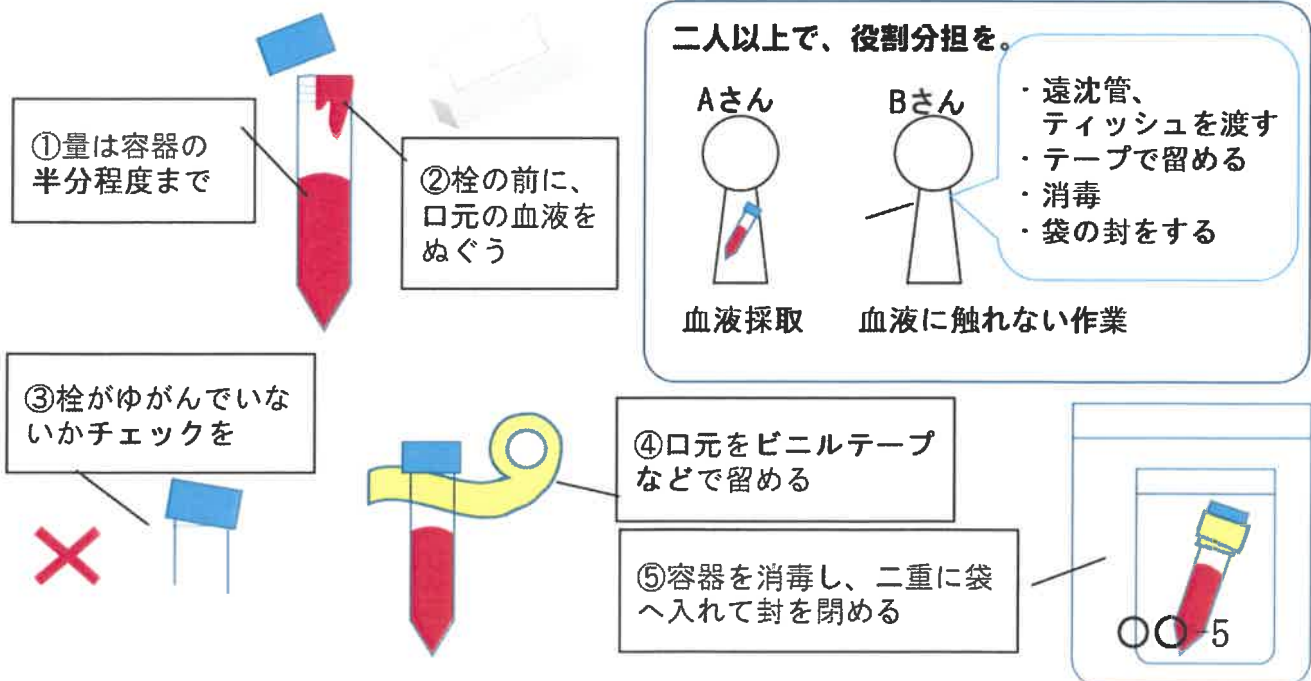


＜写真⑤＞
消毒（ポリ袋）



＜写真⑥＞
消毒（ポリ袋：二重封入後）

● 注意事項（血液の漏れに注意！）



■ 4 血液採取後の捕獲個体所の処分（地域処分）

○埋却する場合

- ・ 穴の深さ：野生動物が掘り返すことの出来ないくらいの深さ
- ・ 消毒：穴に「消石灰」 → 「死体」 → 「消石灰」 → 「土」の順で埋め、さらに土の上に「消石灰」を散布する。
※防護服を着用して作業する。

○自治体処分場等へ搬送する場合

- ・ 消毒：死体をビニル袋やブルーシートで二重に包み、ビニル袋等の外側を消毒する（この作業後は防護服不用）。
※ビニル袋等が破れたり、血液がこぼれた場合は、防護服を着用して消毒する。

■ 5 廃棄物処理

- ・ 防護服、ビニル袋、ブルーシート等は、十分消毒を行い、ゴミ袋に密封し、適切に処分する。
※万が一CSFウィルスが付着しても、消毒すれば死滅します。

■ 6 県へ連絡（必ず捕獲当日に連絡！）

- ・ 連絡先：県庁 家畜伝染病対策課（TEL：058-272-8096）へ電話連絡
（平日8:30～17:00 土日祝日8:30～15:00）
- ・ 報告内容：捕獲情報（捕獲場所、体長等）、遠沈管の番号、発送日など

■ 7 県へ送付（血液サンプル）

- ・ 送付先：中央家畜保健衛生所分室（詳細は下記のとおり）。
※速やかに発送し、ごみなど血液サンプル以外を入れない。
※郵便局等へ持ち込む際は、必ず紙袋等で包んだ状態とする。

■ 血液サンプルの送り先

送付先：**中央家畜保健衛生所分室**

所在地：〒500-8388

岐阜市今嶺4-2-22

TEL：058-275-0715

送り主：岐阜県猟友会（〇〇支部 氏名）

品名：なまもの

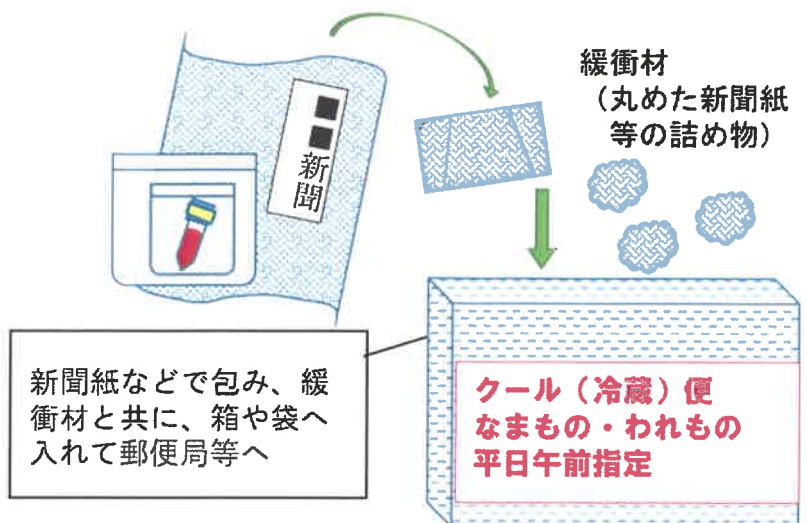
その他：「ワレモノ」「平日午前到着」を指定

「チルドゆうパック」等保冷した状態で発送

●注意事項（保存・送付）
温度による変質に注意！

・保存、送付は
必ず「冷蔵」で！

- ・「高温」や「冷凍」
→ 「血液が変質」します
- ・冷凍：赤血球を破壊。
- ・直射日光の下や車内など
熱くなる場所に放置しない。



※血液が漏れていたり、変質していると検査を実施できなくなります。

狩猟時の防疫（消毒等）にご協力下さい！

狩猟を行うときには、CSF(豚熱)ウィルスを持ち出さないために、靴底や手指、狩猟器具、車両等の消毒を徹底して下さい。

① 狩猟開始前【狩猟共通】

➡ 足元を消毒！

消毒



現場へ入る前に
消毒でいったんリセット！

➡ 狩猟開始！

②-1 獣を捕獲したとき【狩猟共通】

➡ 解体処理後の残渣は、現場で適切に埋設！

【埋設：穴の深さ】

- ・野生生物の掘り返し不可
- ・風雨等による露出なし



②-2 イノシシを捕獲したとき【イノシシのみ】

➡ 止め刺し地点、埋設場所等を消毒！

【消毒する場所】

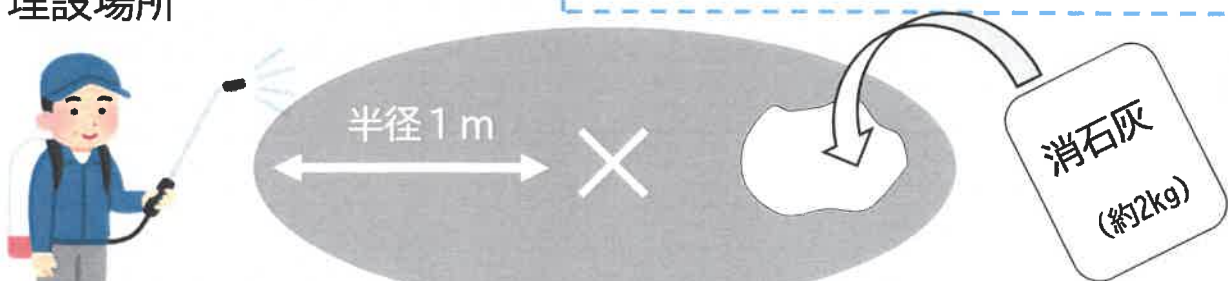
- ・止め刺し地点：半径 1 m
- ・イノシシが動き回った場所
- ・血液等が付いた場所
- ・埋設場所

○逆性石鹼の場合

- ・地面が湿るぐらいたっぷりスプレー

○消石灰の場合

- ・地面が白くなるまで



③ 狩猟終了後【狩猟共通】

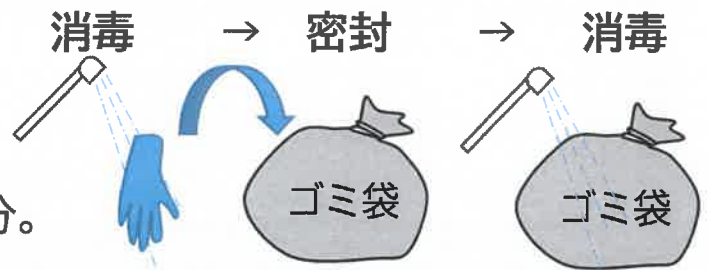
➡ 長靴（靴）、わな等使用した道具の消毒



- ・泥、落ち葉等を（ブラシ等により）しっかり取り除き消毒。
- ・わな等の捕獲器具は、捕獲場所にて消毒。
- ・消毒液でしっとりするまで吹きかける。

➡ ゴミ類の処分（消毒後にビニル袋（ゴミ袋）に密封して処分）

- ・使用した手袋等のゴミは、消毒・密封後、家庭ゴミで処分。

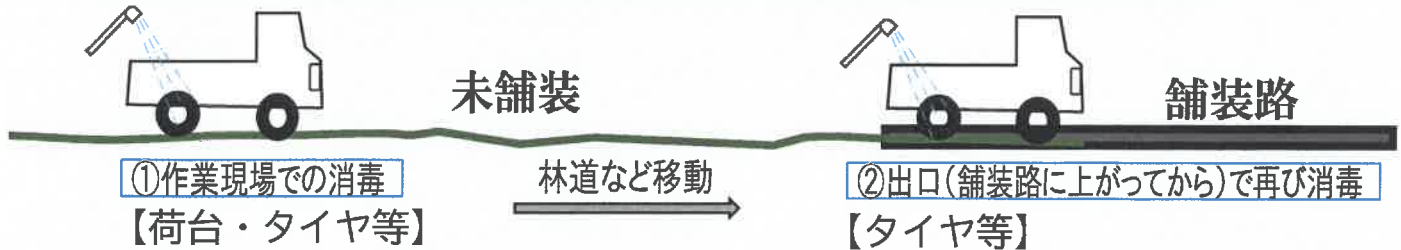


➡ 手指の消毒・着替え（服、靴）



- ・手袋を脱いで、手指をアルコールで消毒。
- ・現場で使用した服、靴を替えてビニル袋に入れてご帰宅下さい。

➡ 車両の消毒：狩猟現場と未舗装エリアの出口



➡ 猟犬を使用した場合

- ・猟犬の体や足裏の汚れを拭き取り、足及びリード等の器具をアルコール消毒。
- ・帰宅後、猟犬の身体を水洗いしてください。

< 狩猟者の皆様へ >

豚熱ウイルス拡散防止にご協力を！

(豚熱ウイルス拡散防止の観点から、以下の点を遵守して下さい)

○イノシシ生肉の取扱い



自家消費のみとし、地域外への持ち出し・他人への譲渡は絶対に行わないこと。

※ただし、適切に加熱処理をしたものは譲渡可能です。

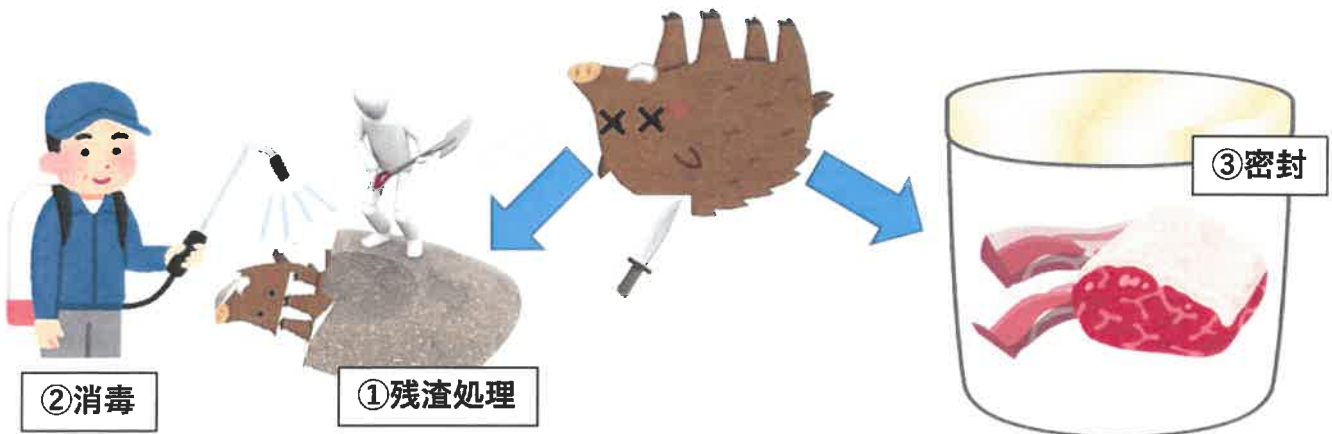
☆☆☆ 消費可否の具体例 ☆☆☆

- ・ 遠方（東京・名古屋など）に住む家族・親族等にする
 - 生肉の場合 → × ※冷凍したものでも不可
 - 加熱処理をした肉の場合 → ○
- ・ 隣近所の方へおすそ分けする
 - 生肉の場合 → × ※冷凍したものでも不可
 - 加熱処理をした肉の場合 → ○
- ・ 自らが経営する民宿等でいのしし料理を提供する → ○
(※ただし、加熱処理後のものに限る)

○猟場での解体処理・イノシシ肉の持出し

①残渣処理、②消毒、③密封 を徹底!!

(止め刺し・解体)



肉以外の残渣は埋却後、埋却場所を消毒

肉は密封容器に入れて持ち帰る

- ◆解体は、血液や体液等が流出しない場所で行うこと
(※沢での解体は、絶対に行わない。)
また、以下の3点を徹底すること

① 残渣処理

- 解体場所で他の動物に掘り起こされない深さに埋却

② 消毒

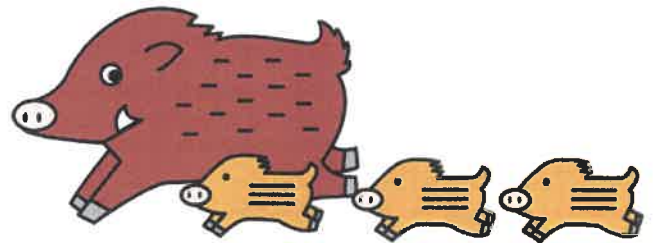
- 埋却穴を中心に解体により血液や体液が飛び散っている範囲を消毒

※消毒方法の詳細は「狩猟における防疫・解体処理の手引き」を確認

③ 密封

- 解体後のイノシシ肉のみを、密封容器で持ち帰る

CSFや防疫の基礎知識



お話のながれ

- CSFとは？
- 日本のCSF史
- CSFの発生状況
- CSFウイルスの特徴
- 拡散させないための注意点

CSFとは？



ウイルスの大きさは40~50nm
1nmは、100万分の1mm

- CSF（豚コレラ）ウイルスによる「豚」「いのしし」の伝染病
- 強い伝染力と高い致死率が特徴
- 感染した豚やいのししは唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄
- 感染している個体やウイルスに汚染された物品等との接触などにより感染が拡大
- 治療法はない

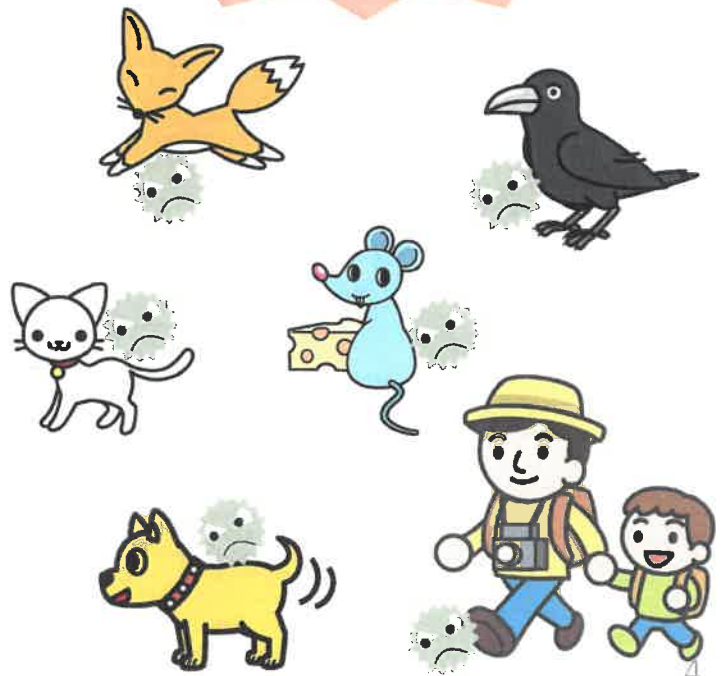


いろんな症状が…
発熱、元気消失、食欲減退、便秘、
下痢、結膜炎、歩行困難、後駆麻痺、
けいれん、紫斑、削瘦、被毛粗剛、
異常産、死亡

3



CSFウイルスは豚やいのしし以外に感染することはありませんが、身体にウイルスをくっつけて別の場所に運んでしまう危険性があります！



4

日本のCSF史(抜粋)

明治21年 (1888年) アメリカから北海道に輸入された豚で発生
 ※国内で最初の発生事例とされている

以降、継続的に発生 → 豚へのワクチン使用

平成4年 (1992年) 国内最終発生

平成18年 (2006年) 豚へのワクチン使用を全面禁止

平成27年 (2015年) OIE (国際獣疫事務局) から清浄国として認定

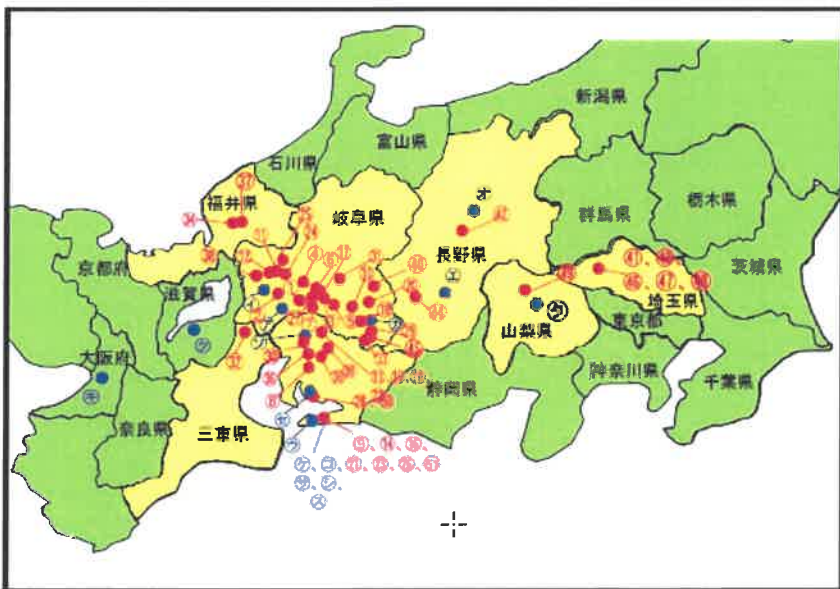
清浄国の認定は現在保留中

平成30年 (2018年)
 9月9日

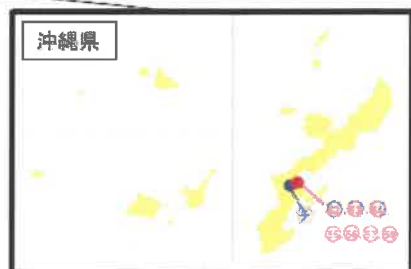
国内では26年ぶりに岐阜県にて発生

以降、継続的に発生

CSFの発生状況



令和2年7月31日時点
 事例数：55事例
 防疫措置対象：97農場
 4と畜場



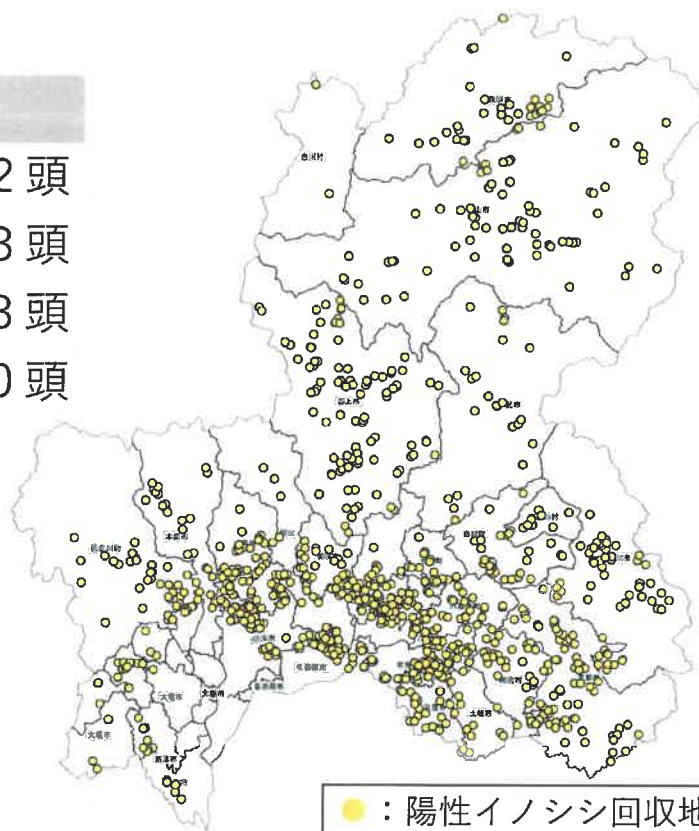
野生イノシシでのCSF検査状況(岐阜県)

令和2年7月31日時点

平成30年9月13日～

検査成績

検査頭数	3,882頭
陽性	1,203頭
うち死亡	363頭
うち捕獲	840頭



7

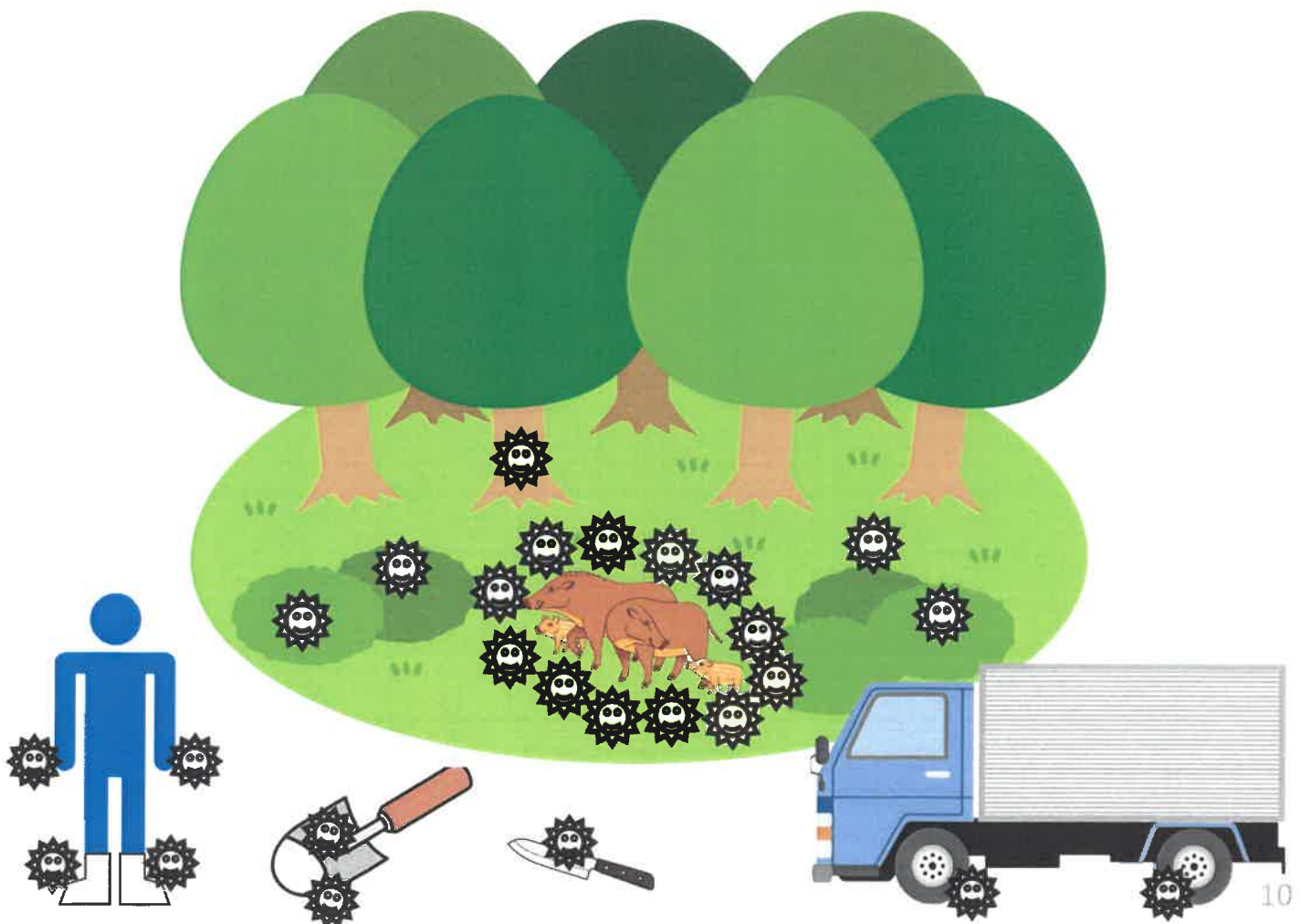
ウイルスのいる場所と 捕獲作業時にウイルスが付着する部分

ウイルスは豚やイノシシの体液（血液、唾液、鼻汁）や糞尿の中に
いるので、

**C S F ウイルスに感染したイノシシが生息している
区域の土壌や草木、沼田場にはウイルスが付着している
可能性が高い！！**

- ・ イノシシにふれる手や身体
 - ・ 捕獲に使用する道具
 - ・ 泥がつく足まわり
 - ・ 車両（特にタイヤや足まわり）
 - ・ その他、土などに触れた部位
- などはウイルスの付着に要注意！

9



捕獲作業時にCSFウイルスを 拡散させないための注意点

□ ウイルスを持ち出さない

- ・ 専用の作業着と長靴を用意
（作業の都度こまめに消毒し、車に乗り込む前には脱いで密封）
- ・ イノシシに触れる際は、手袋を着用（使い捨て手袋が望ましい）
（作業後は手袋、手指の消毒も忘れずに！）
- ・ イノシシの血液や山の泥が付着したところはしっかり消毒
- ・ 使用した道具もしっかり消毒
- ・ ゴミは密封して適正に処分

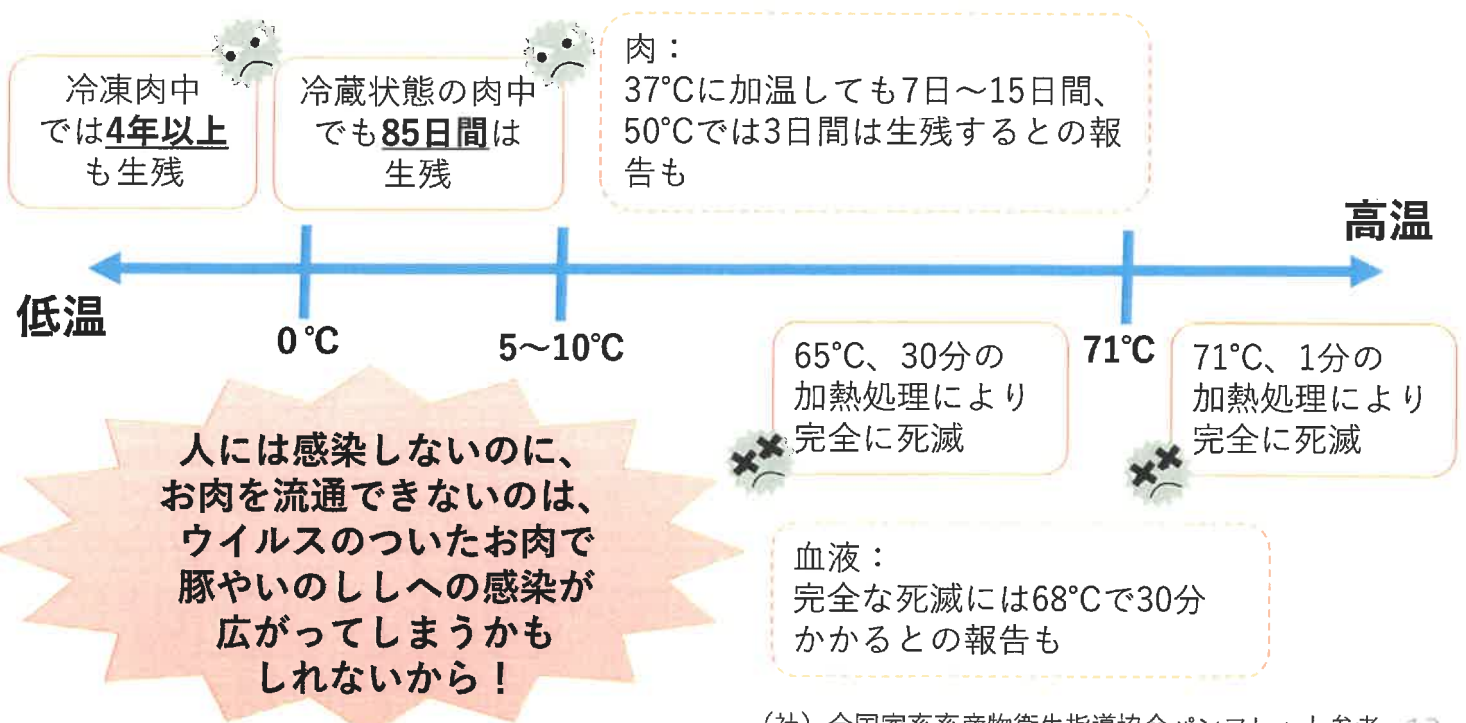
捕獲作業に従事された方は、
当面の間、養豚場への立入りを
控えてください。

□ 捕獲したイノシシからウイルスを広げない

- ・ 捕獲したイノシシは適正に処分
- ・ イノシシを運搬する場合は、ビニール等で密封し、血液等が漏れないように注意

11

CSFウイルスはどれくらいの期間生きて いられる??



消毒のポイント

濃い濃度で散布するよりも、
決まった濃度でたくさんの量を
まんべんなく散布する方が効果的

消毒はまめに行う

(少しでも汚れたかと思ったら、必ず消毒！)

- 消毒液は決まった濃度で、その都度調整
例) アストップの場合
水4Lにペットボトルキャップ
1杯～2杯弱 (4～8mL)
- 散布時 (特に消石灰を散布するとき) は
手袋、マスク、保護メガネを着用
- 靴底と車のタイヤは泥を落としてから消毒
- 種類の異なる消毒剤を混ぜない

13

よく使っている消毒剤

消石灰	○有機物の影響を受けにくい (地面の消毒に適している) ×強アルカリ (刺激が強い) ×粉がまう
逆性石鹼 (アストップ等)	○刺激は低め ×有機物に弱い ×びしょ濡れになる
消毒用 アルコール	○刺激は低めですぐに乾く ×散布している間に乾いてしまう

※ 塩素系の消毒剤も効きます

14

狩猟期における捕獲対策について

	広域捕獲 (R1)	県内狩猟者による狩猟+自家消費 (R2案)																
捕獲 体制	<p>○指定猟法禁止のうえ、個体数調整捕獲（許可捕獲）を実施</p> <table border="1" data-bbox="351 1108 590 1892"> <tr> <td>従事者</td> <td>許可捕獲 1,800 名（実働 900 名程度）</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>いのしし、しか（許可捕獲） ※鳥類等は禁猟</td> </tr> <tr> <td>個体処理</td> <td>埋設又は焼却（自家消費不可）</td> </tr> <tr> <td>検体採取</td> <td>なし</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個体処理の負担が大ききことによる従事者のモチベーション低下（捕獲実績 720 頭） ➢ 他県（狩猟解禁+自家消費可）と同様の扱いや鳥類等の狩猟解禁を求めめる声の高まり 	従事者	許可捕獲 1,800 名（実働 900 名程度）	対象	いのしし、しか（許可捕獲） ※鳥類等は禁猟	個体処理	埋設又は焼却（自家消費不可）	検体採取	なし	<p>○狩猟を解禁のうえ、県外狩猟者に対し県内への入猟自粛を要請</p> <table border="1" data-bbox="351 190 590 1030"> <tr> <td>従事者</td> <td>県猟友会員 2,300 名+県内免許保有者 300 名</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>鳥類含め狩猟解禁</td> </tr> <tr> <td>個体処理</td> <td>適切に処理（自家消費可）</td> </tr> <tr> <td>検体採取</td> <td>血液による採取（1,500 検体確保見込み）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 捕獲者の増やモチベーション向上による捕獲圧向上 ➢ 持続可能な捕獲体制づくりに向けた担い手の確保 ➢ 県外狩猟者の入猟自粛による拡散防止（持ち出さない、持ち込まない）の確保 	従事者	県猟友会員 2,300 名+県内免許保有者 300 名	対象	鳥類含め狩猟解禁	個体処理	適切に処理（自家消費可）	検体採取	血液による採取（1,500 検体確保見込み）
従事者	許可捕獲 1,800 名（実働 900 名程度）																	
対象	いのしし、しか（許可捕獲） ※鳥類等は禁猟																	
個体処理	埋設又は焼却（自家消費不可）																	
検体採取	なし																	
従事者	県猟友会員 2,300 名+県内免許保有者 300 名																	
対象	鳥類含め狩猟解禁																	
個体処理	適切に処理（自家消費可）																	
検体採取	血液による採取（1,500 検体確保見込み）																	
まん延 防止	<p>○従事者に対し、防疫研修や資材の配布等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲許可に際し、防疫研修を実施（9 箇所 12 回） ・防疫資材を提供 ・個体処理費を交付（7 千円/頭） 	<p>○従来の取組みに加え、更に対策を充実して実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟登録に際し、防疫研修を実施（32 箇所 35 回） ・防疫資材を提供 ・防疫・解体処理の手引きを作成、配布 ・自家消費のルールをチラシで分かりやすく明示 ・「岐阜県猟友会の取組み事項」を徹底 <p>※自家消費の徹底等に反した会員は、以降の狩猟を自粛。他の会員に対しても県猟友会自らが責任をもって指導。</p>																
その他	<p>○野生いのしし浸潤状況（R1.7 月時点）</p> <table border="1" data-bbox="1268 1108 1420 1892"> <tr> <td>県内</td> <td>県南部から飛騨、西濃にも感染が拡大 PCR陽性率 46.9%、抗体付与率 20.6%</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>5 県</td> </tr> </table> <p>○豚ワクチン接種推奨地域：12 県（R1.11 月時点）</p>	県内	県南部から飛騨、西濃にも感染が拡大 PCR陽性率 46.9%、抗体付与率 20.6%	県外	5 県	<p>○野生いのしし浸潤状況（R2.7 月時点）</p> <table border="1" data-bbox="1268 190 1420 1030"> <tr> <td>県内</td> <td>PCR陽性率が低下し、抗体付与率が7割に上昇 PCR陽性率 0.9%、抗体付与率 65.4%</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>17 都府県</td> </tr> </table> <p>○豚ワクチン接種推奨地域：24 都府県</p> <p>○肉を含むエコフレンドの加熱基準強化</p>	県内	PCR陽性率が低下し、抗体付与率が7割に上昇 PCR陽性率 0.9%、抗体付与率 65.4%	県外	17 都府県								
県内	県南部から飛騨、西濃にも感染が拡大 PCR陽性率 46.9%、抗体付与率 20.6%																	
県外	5 県																	
県内	PCR陽性率が低下し、抗体付与率が7割に上昇 PCR陽性率 0.9%、抗体付与率 65.4%																	
県外	17 都府県																	

狩猟期における捕獲について

○ 捕獲可能 ✕ 捕獲不可

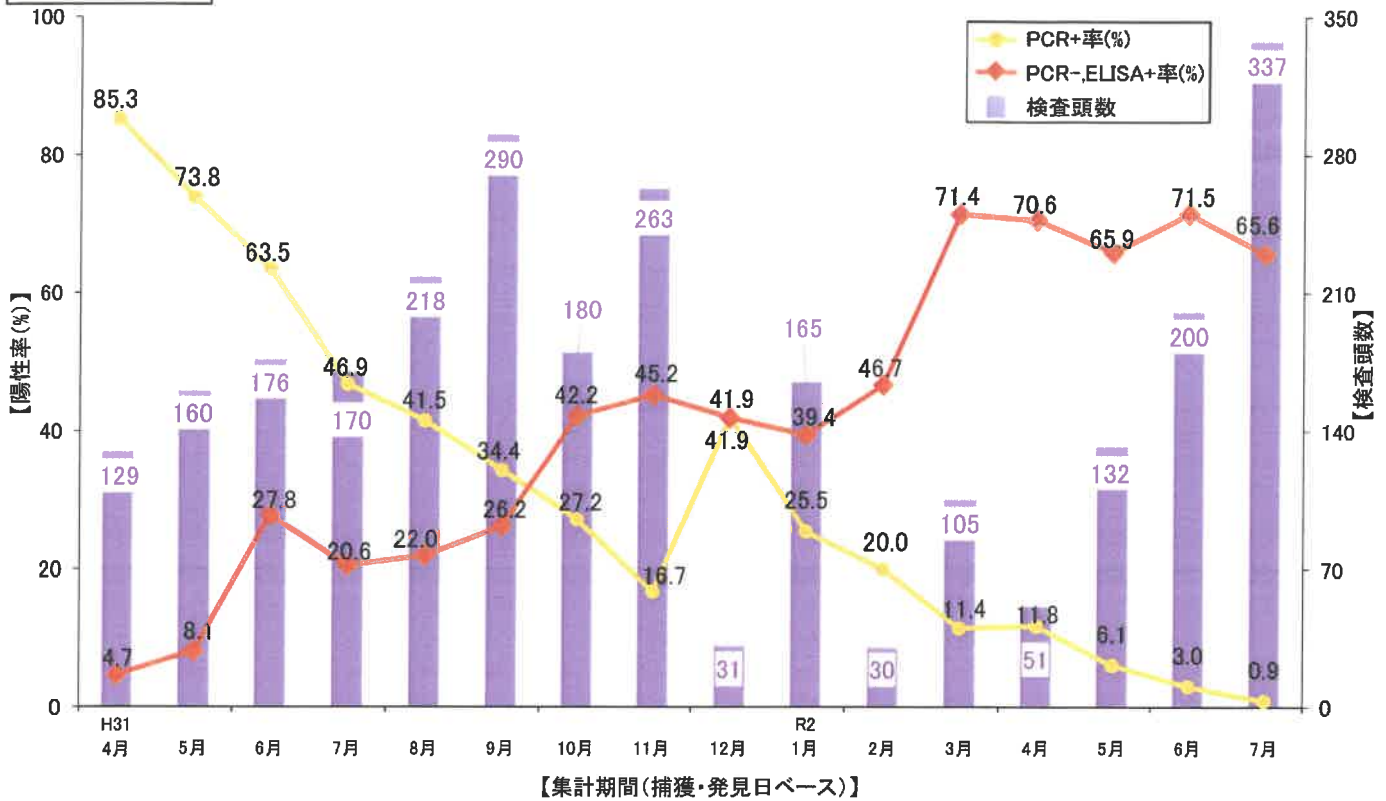
	感染イノシシの発生している 近隣県の対応 (R1、R2)	当県の対応 (R1)	当県の対応 (R2) [案]
イノシシ	狩猟 県外からの入猟自粛は求めている	広域捕獲 <県内狩猟者> ・許可捕獲 (県猟友会限定) 従事者 1,800 名 (2,300 名中) <県外狩猟者> ・狩猟不可	県内狩猟者による狩猟 <県内狩猟者> ・狩猟 狩猟者数 2,600 名 (県猟友会 2,300 名、他 300 名) <県外狩猟者> ・岐阜県への入猟を自粛 (近隣県の猟友会へ自粛を要請)
	捕獲個体の取扱い CSF 発生地域は自家消費まで	全頭埋却又は焼却処分	自家消費を認める
イノシシ以外 ニホンジカ 鳥類 (カモ、ハト、 キジ等) 等	狩猟 県内・県外狩猟者ともに ○	ニホンジカ <県内狩猟者> ・許可捕獲 (個体数調整) <県外狩猟者> ・狩猟不可	ニホンジカ <県内狩猟者> ・狩猟 狩猟者数 2,600 名 (県猟友会 2,300 名、他 300 名) <県外狩猟者> ・岐阜県への入猟を自粛 (近隣県の猟友会へ自粛を要請)
		鳥類 <県内狩猟者> ・狩猟不可 <県外狩猟者> ・狩猟不可	鳥類 <県内狩猟者> ・狩猟 狩猟者数 2,600 名 (県猟友会 2,300 名、他 300 名) <県外狩猟者> ・岐阜県への入猟を自粛 (近隣県の猟友会へ自粛を要請)

○イノシシの自家消費について (令和元年8月28日付け農振第1268号農林水産省農村振興局長通知)
 ・豚コレラ感染確認区域内で捕獲したイノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。なお、適切に加熱処理をした場合はその限りではない。

全 域

PCR, ELISA陽性率の推移(月毎)

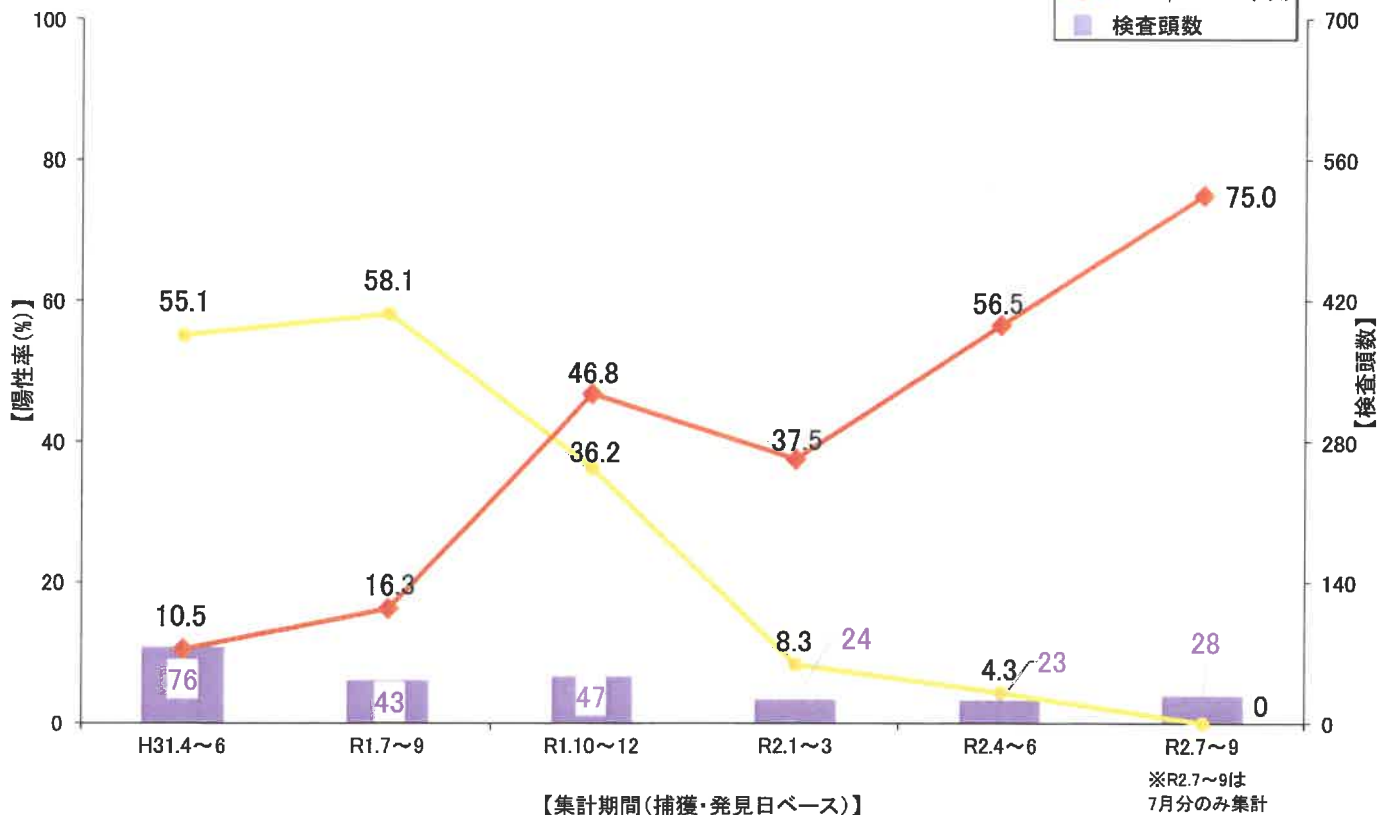
資料2-2(参考)



対象地域: 全域
 集計対象: 平成31年4月3日以降の散布メッシュ内の調査捕獲、有害捕獲、死亡個体
 調査捕獲停止期間: 4/25~5/16、7/1~21、8/8~29、12/6~1/1、2/2~26、4/1~22、5/26~6/16

岐阜圏域

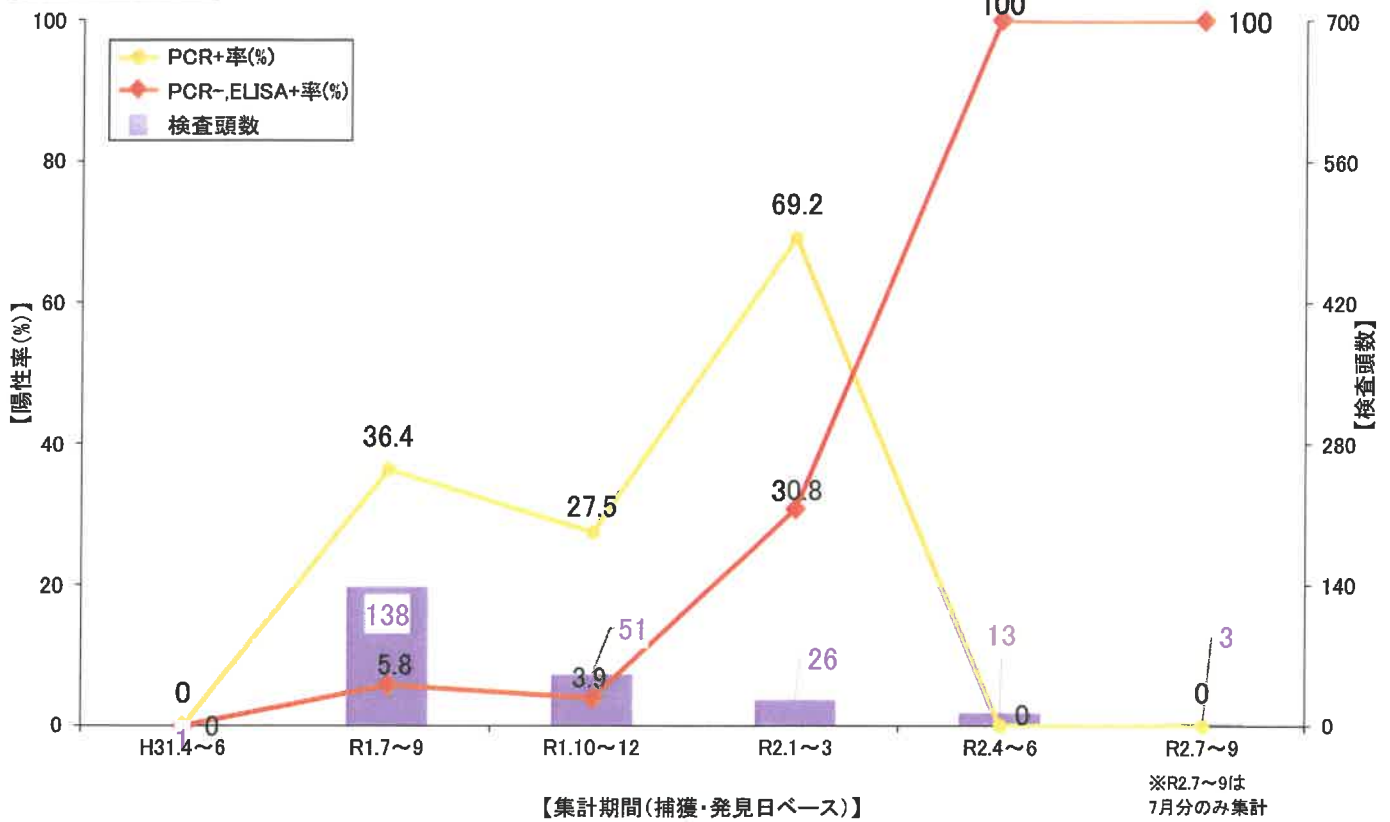
PCR, ELISA陽性率の推移(四半期毎)



対象地域: 岐阜市、各務原市、山県市、本巣市
 集計対象: 平成31年4月3日以降の散布メッシュ内の調査捕獲、有害捕獲、死亡個体
 調査捕獲停止期間: 4/25~5/16、7/1~21、8/8~29、12/6~1/1、2/2~26、4/1~22、5/26~6/16

西濃圏域

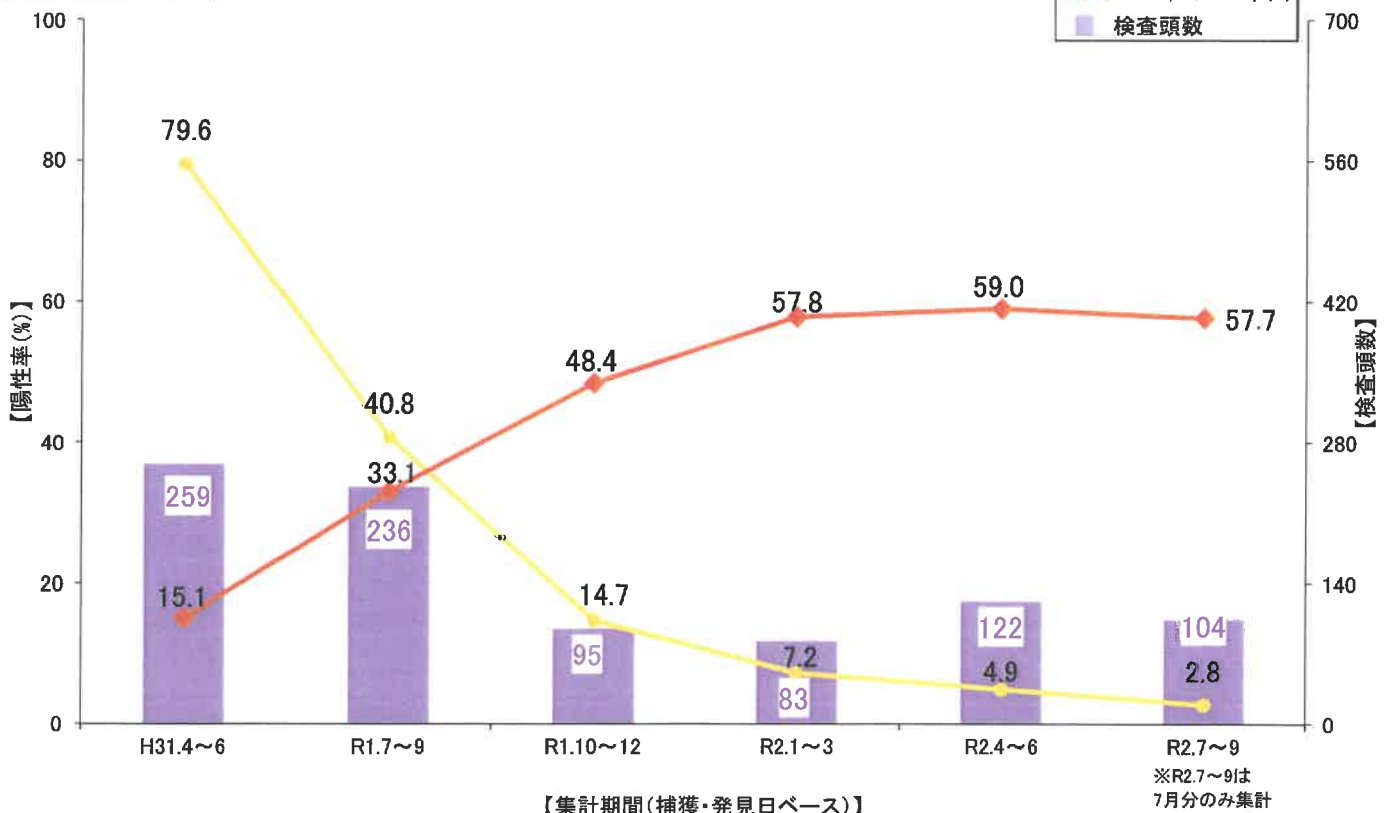
PCR, ELISA陽性率の推移(四半期毎)



対象地域:大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町
 集計対象:平成31年4月3日以降の散布メッシュ内の調査捕獲、有害捕獲、死亡個体
 調査捕獲停止期間:4/25~5/16、7/1~21、8/8~29、12/6~1/1、2/2~26、4/1~22、5/26~6/16

中濃圏域

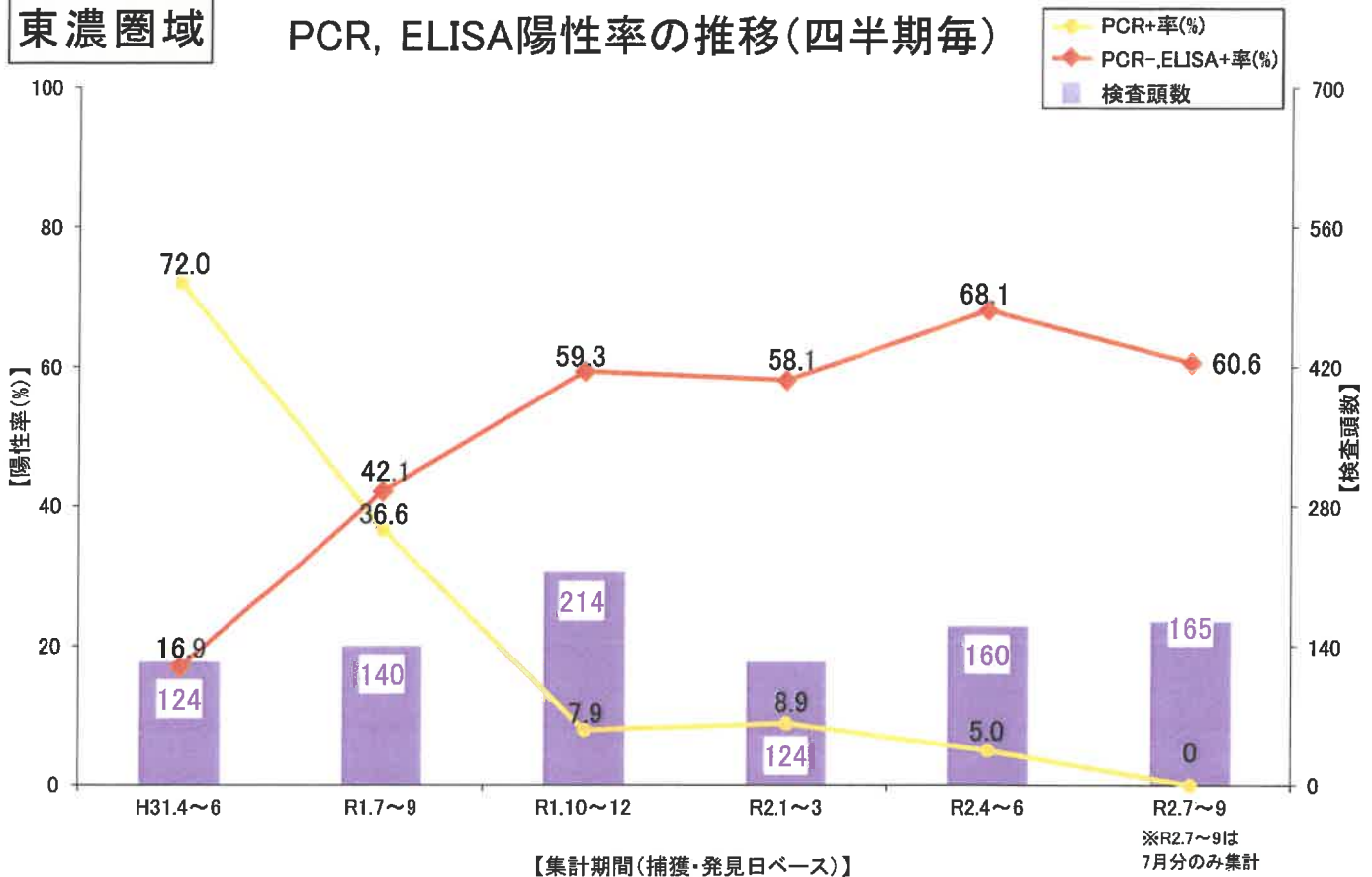
PCR, ELISA陽性率の推移(四半期毎)



対象地域:関市、美濃市、郡上市、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町、白川町、東白川村
 集計対象:平成31年4月3日以降の散布メッシュ内の調査捕獲、有害捕獲、死亡個体
 調査捕獲停止期間:4/25~5/16、7/1~21、8/8~29、12/6~1/1、2/2~26、4/1~22、5/26~6/16

東濃圏域

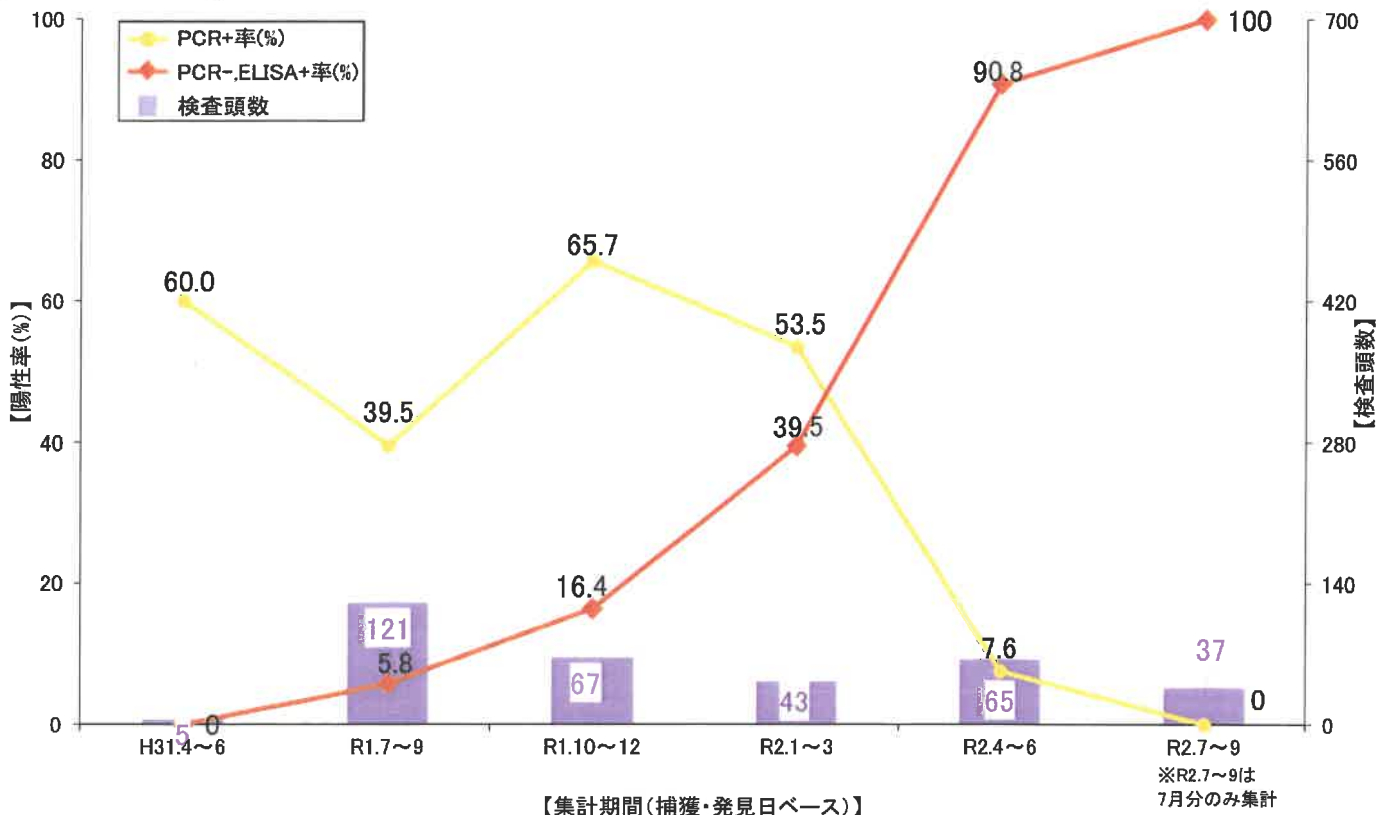
PCR, ELISA陽性率の推移(四半期毎)



対象地域: 多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市
 集計対象: 平成31年4月3日以降の散布メッシュ内の調査捕獲、有害捕獲、死亡個体
 調査捕獲停止期間: 4/25~5/16、7/1~21、8/8~29、12/6~1/1、2/2~26、4/1~22、5/26~6/16

飛騨圏域

PCR, ELISA陽性率の推移(四半期毎)



対象地域: 下呂市、高山市、飛騨市、白川村
 集計対象: 平成31年4月3日以降の散布メッシュ内の調査捕獲、有害捕獲、死亡個体
 調査捕獲停止期間: 4/25~5/16、7/1~21、8/8~29、12/6~1/1、2/2~26、4/1~22、5/26~6/16

イノシシ月別捕獲頭数(H29~R2)

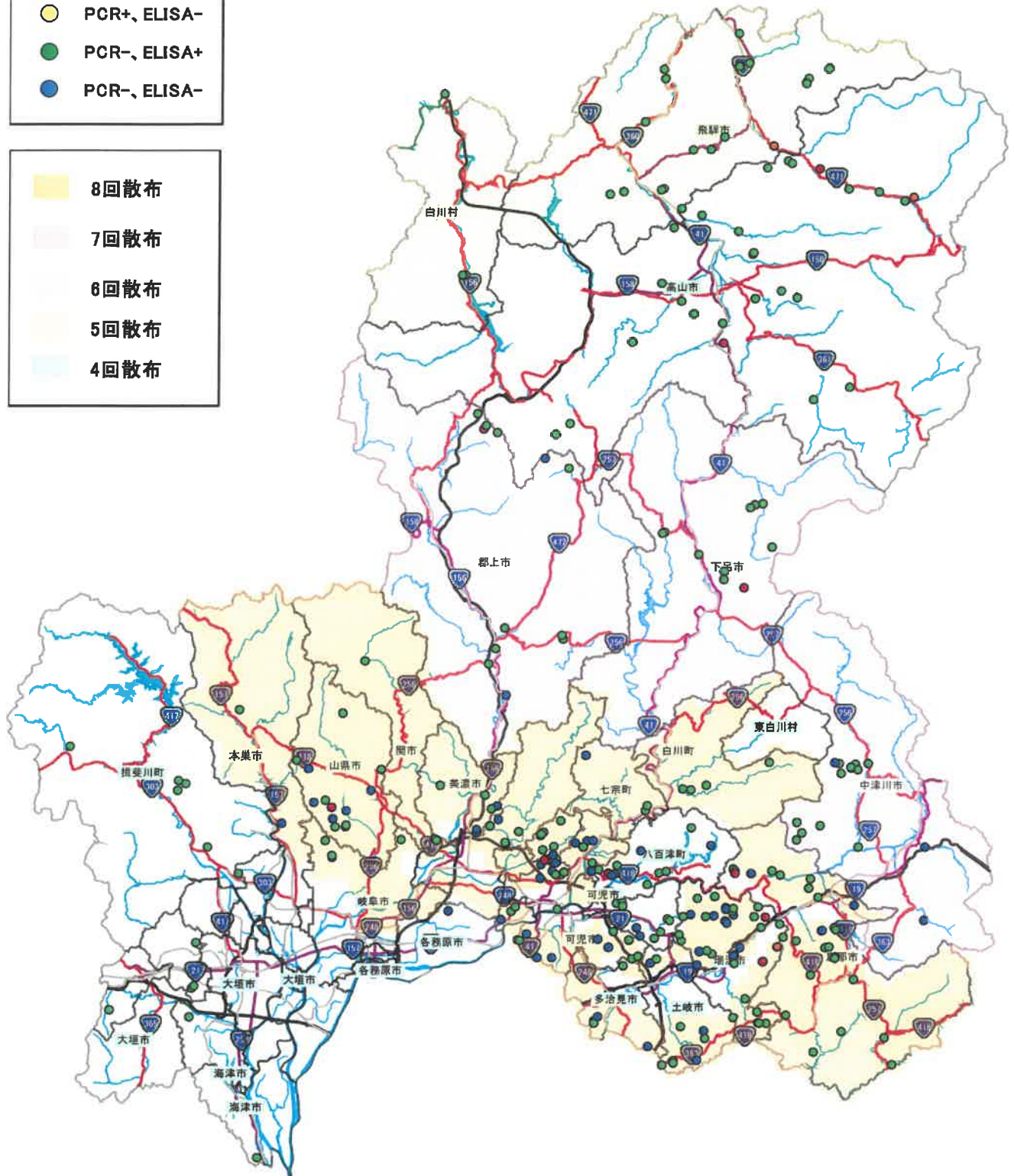
2020/10/25 現在

年度	H29					H30					H31 (R1)					R2					
	調査捕獲	有害捕獲	狩猟	その他 捕獲事業	計	調査捕獲	有害捕獲	狩猟	その他 捕獲事業	計	調査捕獲	有害捕獲	狩猟	その他 捕獲事業	計	調査捕獲	有害捕獲	狩猟	その他 捕獲事業	計	
合計	—	7,052	5,056 <small>(H29は計外)</small>	65	12,173	552	8,310	2,114 <small>(H30は計外)</small>	3	10,979	1,574	3,586	720	—	5,880	881	669	0	—	0	1,550
4月		339		—	339		586		—	586	111	291			402	41	90 <small>(未実施)</small>			0	131
5月		366		—	366		655		—	655	95	245			340	132	94 <small>(未実施)</small>			0	226
6月		700		—	700		1,145		—	1,145	150	481			631	263	198 <small>(未実施)</small>			0	461
7月		1,218		—	1,218		1,683		—	1,683	90	596			686	445	287 <small>(未実施)</small>			0	732
8月		1,643		—	1,643		2,099		0	2,099	107	654			761					0	0
9月		1,272		—	1,272	2	721		0	723	244	596			840					0	0
10月		960		—	960	128	579		0	707	168	312			480					0	0
11月		152		—	152	134	193		3	330	287	104	84		475					0	0
12月		109		—	109	95	196		0	291	25	111	162		298					0	0
1月		90		—	90	93	139		—	232	169	68	184		421					0	0
2月		38		35	73	100	180		0	280	24	84	168		276					0	0
3月		165		30	195	0	134		0	134	104	44	122		270					0	0
					※11月～3月の月別計は、狩猟を除く捕獲頭数 ◎R1捕獲目標(目標達成率) 2,700 9,000 3,300 58% 40% 22%					◎R2捕獲目標(目標達成率) 2,700 9,000 3,300 33% 7% 0%					◎R2捕獲目標(目標達成率) 2,700 9,000 3,300 39% 39% 10%						

散布回数別 経口ワクチンのサーベイランス結果 【(R2.4月～R2.6月)捕獲・発見分】

- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-

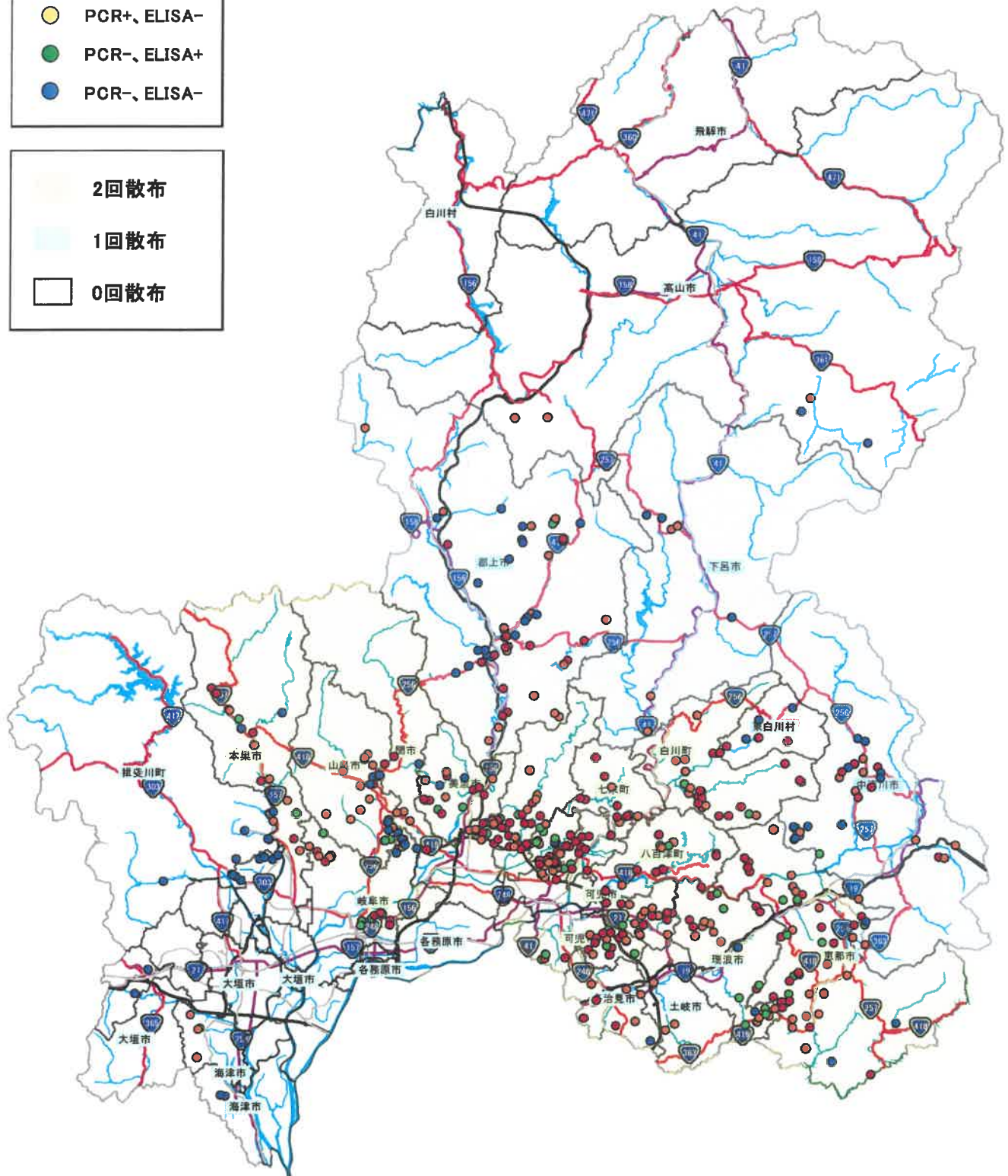
- 8回散布
- 7回散布
- 6回散布
- 5回散布
- 4回散布



散布回数別 経口ワクチンのサーベイランス結果 【(H31.4月～R1.6月)捕獲・発見分】

- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-

- 2回散布
- 1回散布
- 0回散布



経口ワクチンのサーベイランス結果

【全期間の捕獲・発見分 (H31.4.3～R2.6.30)】

- PCR+, ELISA+
- PCR+, ELISA-
- PCR-, ELISA+
- PCR-, ELISA-

